

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 4 月まで

夫が夫婦の国民年金の加入手続をして保険料を納付した。昭和 57 年頃市役所から督促があり相談したところ、免除申請を勧められ手続をした。その後夫から、「年金はちゃんとしてあり、追納もしてあるから大丈夫だ。」と聞いた。申立期間のみ申請免除となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 13 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い上、申請免除期間についても追納がみられるなど、申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間後の昭和 58 年度の国民年金保険料は平成 5 年度に追納されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても、同様に追納したのと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫が追納をしたと考えられる平成 4 年から 5 年当時、申立人夫婦は広告代理店を経営し、申立人の経済状況は保険料を追納するのに問題は無い上、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間の 13 か月のみ申請免除とされているのは不自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月については、申立人の夫は現年度納付していることから、申立人の国民年金保険料についても、同様に現年度納付した可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月及び48年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月
② 昭和48年6月
③ 昭和49年10月から54年6月まで

申立期間①、②については、自分で加入手続して保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間③については、昭和49年10月に結婚し、自営業をしていた。国民年金は町内の婦人会の会計又は町内班長による集金で義母が家族4人分の保険料をまとめて納付していた。私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、1か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、翌月の昭和48年7月にA市からB市へ転居し、厚生年金保険に加入していることから、生活環境の変化が認められるものの、転居先のB市でも引き続き国民年金に加入し、申立期間後の保険料を納付している（その後、厚生年金保険との重複加入により保険料が還付済み）ことから、申立期間の保険料も納付したと考えても不自然ではない上、C市の国民年金被保険者名簿では申立期間②は納付済みと記録されている。

しかし、申立期間③については、特殊台帳により結婚後の昭和55年9月に国民年金の再加入手続がされていることが確認できることから、当時は国民年金の未加入期間であり、C市による保険料の徴収は行われなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間③直後の昭和54年7月から55年3月までの保険料を、再加入後の56年8月に過年度納付しており、この時点では、申立期間③は時効により納付できない。

さらに、申立人の義母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月及び48年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで
会社を退職後、父親から、国民年金に加入するよういわれ、父親が、A市役所B連絡所で国民年金の加入手続を行った。その時、父親に厚生年金保険被保険者証を手渡したことを覚えている。保険料納付は父親が行っていたが、申立期間の保険料は同連絡所で納付し、その後は、婦人会の集金などで、まとめて納付していたと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付は、申立人の父親が行っていたと述べているところ、その父親は既に死亡しているため、手続及び納付の詳細は不明であるが、加入当初に、その父親に以前勤めていた事業所の厚生年金保険被保険者証を手渡したことを記憶している上、特殊台帳によると、申立人の手帳交付日は、昭和49年4月10日となっていることから、申立人の父親がこの頃に申立人の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金加入期間には未納が無く、その大部分を前納していることから、申立人の父親は納付意識が高かったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、A市において国民年金保険料の収納が可能であったことから、その父親が申立期間の3か月のみ納付しないと考えるのは難しい。

さらに、申立期間当時、A市役所B連絡所内にC社D支店（現在は、E社F支店）が併設されており、同支店において国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できた。

加えて、申立期間当時同居していた申立人の実弟からは、「父親は、姉が会社を退職した後に国民年金の加入手続をし、姉の保険料を納付していた記憶がある。」との証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

夫(申立人)が夫婦の国民年金の加入手続きをして保険料を納付した。昭和57年頃市役所から督促があり相談したところ、免除申請を勧められ手続きをした。生前、夫から、「年金はちゃんとしてあり、追納もしてあるから大丈夫だ。」と聞いた。申立期間のみ申請免除となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について未納期間は無い上、申請免除期間についても追納がみられるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間後の昭和58年度の国民年金保険料は平成5年度に追納されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても、同様に追納したのと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が追納をしたと考えられる平成4年から5年当時、申立人夫婦は広告代理店を営み、申立人の経済状況は保険料を追納するのに問題は無い上、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間の12か月のみ申請免除とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 920 (事案 465 及び 739 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 50 年 9 月まで

20 歳ぐらいの時に国民年金の加入の知らせが届いたので、自分で加入手続をして現金を持って支払に行った。その後は市役所からだと思うが振込用紙が届いたので、金融機関で支払ったはずであるという申立内容で、これまで、2 回申立てをしたが、いずれも申立期間の記録訂正については認められなかった。今回、証言者が新たな状況を思い出したので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 1 月頃に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の主張は、国民年金の加入手続を行った場所が社会保険事務所(当時)から市役所支所へと変遷したり、国民年金保険料の納付方法も金融機関での納付から印紙検認による納付へと変遷するなど、申立内容が不明確であるとして、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知(平成 21 年 3 月 5 日付け)が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間当時の状況を新たに思い出したとして当委員会に再申立てを行ったが、当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知(平成 22 年 3 月 11 日付け)が行われている。

今回、申立人は、申立人の弟から申立期間当時の新たな証言を得たとしているが、その証言からは申立期間の保険料を納付していたことが推認できず、また、申立内容はその都度変遷するなど不自然であり、申立人の主張のみでほかに当該期間の保険料を納付していたことを裏付けるものは見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできな

い。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年3月まで

平成10年11月か12月の金曜日の仕事に、A市役所から勤務先に未納の国民年金保険料を支払うよう電話があったので、翌週の月曜日にB金庫でお金を下ろし、申立期間の保険料（納期限を過ぎた保険料とその年度末までの保険料を合わせて）約8万円を市役所窓口で支払った。その際、延滞金として10円も一緒に支払った記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、納付した当日にB金庫の申立人名義の口座から引き出して工面したと主張しているが、申立人の所持する当該口座の預金通帳からは、申立人の主張する時期に、申立期間の保険料相当額の出金記録が見当たらない。

また、申立人は、平成10年の年末調整の際に、納付した国民年金保険料の金額をA市役所に電話で確認の上、申告したと主張しているが、申立人が提出した給与所得の源泉徴収票（平成10年分）の社会保険料等の金額欄には、納付済みとなっている同年4月から同年9月までの保険料額に相当する金額が申告されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付する際に、延滞金として窓口で10円支払ったとしているが、国民年金保険料を納付する場合、延滞金は発生しない（ただし、追納の際加算額が発生する場合はある。）ことから、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人は、国民健康保険の記憶は余り無く、A市役所からの電話は間違いなく国民年金だったと主張しているが、申立人の国民健康保険の納付状況を同市役所へ確認したところ、平成8年度及び12年度の国民健康保険料が納付期限後に納付されており、延滞金として10円納付済みであることが確認できた。

その上、申立期間の保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない上、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成5年2月まで
昭和60年9月頃に、国民健康保険と同時に国民年金に加入した。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶も明確でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和60年9月頃、A市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、一緒に国民年金の加入手続を行ったはずとしているところ、オンライン記録では、基礎年金番号（厚生年金手帳記号番号と同じ）が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、この当時申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人以外の関係人から証言が得られず、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年3月まで
昭和56年5月に国民年金をやめる手続をしておらず、継続して保険料を納めたはずである。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が59か月と長期間である上、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の協力が得られないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録のほか、A市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和56年5月28日資格喪失、61年4月1日資格取得となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認でき、A市から申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、これまでに1冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から43年4月まで

A社を退職した昭和38年3月頃に、義母が国民年金の加入手続きをしてくれ、義母が義母自身と私たち夫婦、合わせて3人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとするその義母は既に亡くなっていることから、当時の状況を聴取することができないほか、申立人の妻に聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所（当時）で平成6年12月頃に払い出されており、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。